

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

昭和40年4月ころ、町内の婦人部長である国民年金の協力員から国民年金の加入を勧められ、国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は、3か月ごとに自宅に来る国民年金の協力員に現金を渡し、「国民年金保険料領収カード」に領収印として協力員の認印を押してもらっており、自宅に保管している「国民年金保険料領収カード」には、申立期間の欄に認印がある。

申立期間の国民年金保険料を納付しているのは明らかであるので、未納記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以降に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法として、3か月ごとに自宅に来る国民年金の協力員に現金を渡し、「国民年金保険料領収カード」に領収印として協力員の認印を押してもらっていたと主張しているとおおり、申立人が所持する同カードから、申立期間を含む昭和40年度から49年度までの期間すべてに、協力員の認印が押されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を集金していた国民年金の協力員は、「国民年金の加入者全員の国民年金保険料を集金後、A市役所のB課に保険料を納付していた。」と証言している上、申立人の隣人は、「自分の国民年金保険料は、申立人と同じ方法で国民年金の協力員に渡していた。」と証言しており、申立人が国民年金の協力員を通じて保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

昭和40年4月ころ、町内の婦人部長である国民年金の協力員から国民年金の加入を勧められ、国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は、3か月ごとに自宅に来る国民年金の協力員に現金を渡し、「国民年金保険料領収カード」に領収印として協力員の認印を押してもらっており、自宅に保管している「国民年金保険料領収カード」には、申立期間の欄に認印がある。

申立期間の国民年金保険料を納付しているのは明らかであるので、未納記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以降に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法として、3か月ごとに自宅に来る国民年金の協力員に現金を渡し、「国民年金保険料領収カード」に領収印として協力員の認印を押してもらっていたと主張しているとおおり、申立人が所持する同カードから、申立期間を含む昭和40年度から49年度までの期間すべてに、協力員の認印が押されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を集金していた国民年金の協力員は、「国民年金の加入者全員の国民年金保険料を集金後、A市役所のB課に保険料を納付していた。」と証言している上、申立人の隣人は、「自分の国民年金保険料は、申立人と同じ方法で国民年金の協力員に渡していた。」と証言しており、申立人が国民年金の協力員を通じて保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成10年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月2日から同年5月1日まで
平成10年3月からA株式会社で勤務し、厚生年金保険に加入していた。
給与明細書もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、申立人提出の給与明細書（平成10年3月から同年5月まで）及び雇用保険の加入記録（平成10年3月2日取得から13年8月20日離職まで）から、申立人が、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、同僚からは、「退職月の給与明細書を保管しているが、月の途中で辞めているのに厚生年金保険料が引かれている。」との証言があり、申立人が記憶していた元上司も、「申立人とは平成10年3月ころから一緒に勤務した。事務的なことに関わっていないので詳しいことは分らないが、厚生年金保険料は翌月控除だったと思う。」と回答しているところ、申立人提出の平成10年3月の給与明細書には厚生年金保険料が控除されている記載は無いが、同年4月及び同年5月の給与明細書では厚生年金保険料（16,482円）が控除されていることが確認できることから、当該保険料は同年3月分及び同年4月分の厚生年金保険料と推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は平成16年2月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び役員の居所も不明のため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年10月までの期間及び58年10月から61年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から53年10月まで
② 昭和58年10月から61年4月まで

私は、昭和49年7月に婚姻し、その年の12月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付し、B市に転居してからも市役所で保険料を納付していたが、領収書は紛失してしまい、現在は持っていない。

いずれも国民年金保険料は3か月分ずつ納付したと思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和49年12月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳等から、申立人が初めて国民年金被保険者となった日は53年11月16日であり、申立期間①は国民年金の未加入期間となっていることが確認できる。

また、申立人が所持する昭和53年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書には、申立期間①の期間内である昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料の納付が不要であることを示す「不要」のゴム印が押されている上、同年10月の部分には斜線が引かれており、当該期間の保険料が納付されていない。

さらに、申立期間②については、申立人は、B市役所の窓口で3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳等から、申立人は昭和58年10月8日付けで国民

年金被保険者資格を喪失しており、その後、61年5月に第3号被保険者資格を取得するまで国民年金への加入手続を行ったことは確認できず、申立人に対して申立期間②の納付書は発行されなかったと考えられる。

加えて、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年3月までの期間及び46年2月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年3月まで
② 昭和46年2月から55年3月まで

昭和55年1月ころに、A市内に掲示されていた広報看板を見て、国民年金保険料の特例納付制度を知り、同年4月ころに、私の妻がA市役所で国民年金の加入手続を行った。

特例納付による国民年金保険料の納付は、昭和55年4月ころに、5年分として約13万8,000円をB銀行C支店（当時）で納付し、同年6月ころに、5年分として約5万円を同支店で納付した。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月ころに、申立人の妻がA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年同月及び同年6月に申立期間①及び②の国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、同年9月20日に払い出されていることが確認でき、その時点では、特例納付の実施期間を過ぎていることから、特例納付による申立期間①及び②の保険料は納付することができなかったものと考えられる上、それ以前に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の妻は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、2回に分けて、5年分ずつ、約13万8,000円と約5万円を特例納付したと金主張しているが、実際に5年分の保険料を特例納付により納付した場合の額はいずれも24万円となり、申立人が納付したとする金額と大きく異な

っている。

さらに、申立人の妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 34 年 8 月 15 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで

申立期間①について、夫から生前に、A同盟（（現在は、B連盟（適用事業所名称は、C同盟））で厚生年金保険に加入したのは昭和 31 年ころと聞いていたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、31 年 4 月から 35 年 8 月 20 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。B連盟歴代役職員名簿に名前が記載されており、申立期間にも勤務していた。

申立期間②について、D町役場を退職後、同町役場に引き続き嘱託職員として採用され勤務した。昭和 55 年 4 月 1 日付け採用の辞令があるので間違いなく勤務していた。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言及び申立人提出のB連盟歴代役職員名簿から、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A同盟は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、当該事業所の職員については、C同盟において厚生年金保険に加入していたところ、B連盟歴代役職員名簿で、申立期間及びその前後の期間においてA同盟に勤務していたことが確認できる事務局員5人について、

「健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿」の厚生年金保険の加入期間を確認したものの、4人は最短2か月から最長約6年7か月の期間、厚生年金保険に未加入となっており、一人は厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立期間当時、申立事業所では、事務局員について、在職期間のすべてを厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと考えられる。

さらに、これら元事務局員からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は無く、B連盟及びC同盟は当時の書類等は残っていないため不明と回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人提出のD町役場の辞令の写し及び同町役場からの回答から、申立人が、申立期間において同町役場で嘱託職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と同様に昭和56年度にD町役場で勤務していた嘱託職員には、同町役場での厚生年金保険の加入記録が無いことから、当時、同町役場では、嘱託職員については厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと考えられる。

また、E共済組合の短期経理補助簿に申立人の納付記録があること、及び同組合では「任意継続組合員に係る掛金の納付状況から、申立人は、昭和55年4月1日から56年4月23日までの期間は、任意継続組合員の資格を有していたと推察される。」旨を回答していることから、申立人は55年4月から56年4月までの期間において、同共済組合の任意継続組合員であったものと推認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。